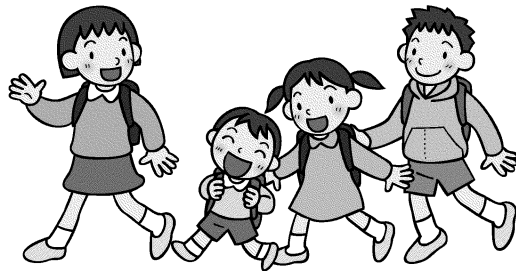


第 1 回

川田・美郷地区学校再編準備委員会

(川田小学校・川田中小学校・川田西小学校・種野小学校)



平成26年11月18日(火) 午後7時

山川地域総合センター 2階 201会議室

川田・美郷地区学校再編準備委員会 第1回会議日程

- 1 開 会
- 2 教育長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 趣旨説明
- 6 会長・副会長選出
- 7 会長・副会長挨拶
- 8 協議事項
 - (1) 川田・美郷地区学校再編準備委員会部会の設置について
 - (2) 川田・美郷地区学校再編準備委員会スケジュールについて
 - (3) 新しい小学校の校名の選定方法について
- 9 閉 会

川田・美郷地区学校再編準備委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名	備 考
1	再編対象校の児童の保護者	川田幼・小学校PTA代表 工藤 正雄	
2	〃	〃 須 恵 清 二	
3	〃	〃 上 岡 晃	
4	〃	川田中幼・小学校PTA代表 上 田 理 佳	
5	〃	〃 藤 友 忍	
6	〃	〃 篠 原 陽 子	
7	〃	川田西幼・小学校PTA代表 京 野 章	
8	〃	〃 川 べ 邊 早 苗	
9	〃	〃 森 本 愛	
10	〃	種野幼・小学校PTA代表 新 居 哲 夫	
11	〃	〃 井 原 和 保	
12	〃	〃 明 石 拓 人	
13	再編対象校の校区の住民	川田地区自治会連合会代表 井 内 政 仁	
14	〃	〃 浅 尾 匡	
15	〃	〃 竹 内 功	
16	〃	〃 前 田 正	
17	〃	美郷地区自治会連合会代表 和 泉 隆 啓	
18	〃	〃 河 野 善 延	
19	〃	〃 吉 田 夏 子	
20	再編対象校の教職員	川田小学校 校長 三 浦 俊 之	
21	〃	〃 教頭 高 橋 敬 治	
22	〃	川田中小学校 校長 貞 野 保 仁	
23	〃	〃 教頭 早 川 和 美	
24	〃	川田西小学校 校長 藤 岡 秀 行	
25	〃	〃 教頭 松 村 哲 男	
26	〃	種野小学校 校長 柏 原 和 恵	
27	〃	〃 教頭 一 宮 泰 啓	
28	その他教育委員会が必要と認める者	山川南保育所保護者会代表 日 和 田 慈 海	
29	〃	山川中保育所保護者会代表 谷 田 憲 二	

会 長	
副 会 長	

吉野川市川田・美郷地区学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉野川市立川田小学校、吉野川市立川田中小学校、吉野川市立川田西小学校及び吉野川市立種野小学校（以下「再編対象校」という。）の再編を円滑に推進するとともに、再編に伴い新たに設置される小学校の開校に向けての準備を行うため、吉野川市川田・美郷地区学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 学校の名称、校歌、校章等に関すること。
- (2) 学校運営及び教育計画に関すること。
- (3) 通学体制に関すること。
- (4) 閉校及び開校の式典行事に関すること。
- (5) 学校の移転の準備に関すること。
- (6) 再編対象校の歴史及び伝統の保存に関すること。
- (7) P T Aの組織及び運営に関すること。
- (8) その他再編に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 再編対象校の児童の保護者
- (2) 再編対象校の校区の住民
- (3) 再編対象校の教職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から当該委嘱に係る協議が終了する日までの期間とする。

4 任期中に委員が欠けたときは、当該欠けた委員に相当する委員を新たに委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について調査検討する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

協議事項（１）川田・美郷地区学校再編準備委員会部会の設置について

吉野川市川田・美郷地区学校再編準備委員会部会設置要領

第1条 この要領は、吉野川市川田・美郷地区学校再編準備委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 部会の名称及び協議事項は、次のとおりとする。

部 会 名	協 議 事 項
学校運営部会	1 学校運営及び教育計画に関すること。 2 閉校及び開校の式典行事に関すること。 3 その他必要な事項に関すること。
P T A 部 会	1 P T A の組織及び運営に関すること。 2 その他必要な事項に関すること。
地 域 部 会	1 学校運営及び教育計画に関すること。 2 通学体制に関すること。 3 その他必要な事項に関すること。

第3条 部会の構成委員は、吉野川市川田・美郷地区再編準備委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 3 部会長は、委員の中から会長が指名し、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

第4条 部会長は、検討結果を委員会に随時報告しなければならない。

第5条 部会長が必要と認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

第6条 部会の設置期間は、施行の日から第2条に規定する協議事項の調査検討が終了する日までとする。

第7条 部会の庶務は、教育総務課において処理する。

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度会議に諮って定める。

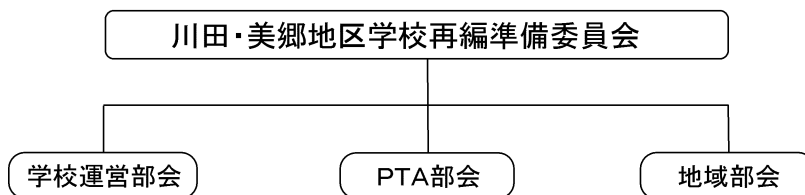
附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。

資料①：協議事項一覧

大 事 項 (設置要綱第2条の所掌事務)	中 事 項	小 事 項	学校再編準備委員会			
			部 会			
			学校 運営	PTA	地域	
1 学校の名称、校歌、校章等 に関する事	1 学校の名称・校歌・校章	再編校の名称	○			
		校歌・校章(校旗)	○			
2 学校運営及び教育計画に関 する事	2 学校教育目標・校訓・校則等	基本構想	○			
		学校教育目標	○			
		校則・校訓	○			
		学校指定用品(制服・体操服等)	○	○		
	3 教育課程・学校行事等	教育課程編成・時間割	○			
		年間計画・学校行事計画 (特色ある学校づくり)	○	○		
		学級編成・教室配置	○			
		児童会	○			
	4 学校運営体制の構築	予算計画	○			
		校務分掌・組織等	○			
		健全育成(安全・安心)	○		○	
		ホームページ	○			
	5 事前交流活動	児童・教職員の交流事業計画	○	○		
		児童・教職員の交流事業の実施	○	○		
	3 通学体制に関する事	6 通学対策	通学路・通学方法	○		○
			通学路等安全対策	○		○
通学支援(スクールバス) (停留所等・運営方法)			○		○	
通学支援(スクールバス) (保有形態・購入)			○			
4 閉校及び開校の式典行事に 関する事	7 式典行事の準備等	閉校式等	○	○		
		開校式	○			
5 学校の移転の準備に関す ること	8 移転・引越準備	移転計画	○			
		学校備品・教材備品の整理	○			
		学校図書等	○			
6 再編対象校の歴史及び伝統 の保存に関する事	9 保存資料の整理・保存	保存資料の整理	○			
		保存方法	○			
7 P T A の組織及び運営に関 する事	10 PTA活動	PTA組織編成	○	○		
		規約・役員選出	○	○		
		予算・事業計画	○	○		
8 その他再編に関し必要な事 項に関する事	11 跡地・跡施設	利活用策	○		○	
	12 施設整備	校舎・体育館等の改築	○			
	13 幼保再編	認定こども園(関連事項)	○	○	○	

資料②：部会の構成委員



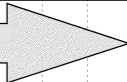
部会名	構成委員	中事項	小事項
学校運営部会	【準備委員会委員(10名)】 ・PTA代表 (4名) ・地域代表 (3名) ・学校長 (2名) ・教頭 (1名) 【その他(※)】	学校教育目標・校訓・校則等	学校指定用品(制服・体操服等)
		教育課程・学校行事等	年間計画・学校行事計画 (特色ある学校づくり)
		事前交流活動	児童・教職員の交流事業計画
			児童・教職員の交流事業の実施
		幼保再編	認定こども園(関連事項)
PTA部会	【準備委員会委員(7名)】 ・PTA代表 (4名) ・保護者会代表(1名) ・学校長 (1名) ・教頭 (1名) 【その他(※)】	PTA活動	PTA組織編成
			規約・役員選出
			予算・事業計画
		幼保再編	認定こども園(関連事項)
地域部会	【準備委員会委員(12名)】 ・PTA代表 (4名) ・保護者会代表(1名) ・地域代表 (4名) ・学校長 (1名) ・教頭 (2名) 【その他(※)】	学校運営体制の構築	健全育成(安全・安心)
		通学対策	通学路・通学方法
			通学路等安全対策
			通学支援(スクールバス) (停留所等・運営方法)
		跡地・跡施設	利活用策
		幼保再編	認定こども園(関連事項)

※ 各部会の会議には、協議の内容により委員以外の関係者や有識者の出席を求めるなど柔軟に対応する。(設置要領第5条)

協議事項（２）川田・美郷地区学校再編準備委員会スケジュールについて

区分（協議事項）	年度（月）			平成26年度												平成27年度												平成28年度												平成29年度												平成30年度							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月																								
学校再編準備委員会	学校再編準備委員会																																																										
学校の名称・校歌・校章 ・再編校の名称 ・校歌、校章（校旗）	学校名候補選定			校歌・校章（校旗）候補選定																																																							
教育目標・校訓・校則等 ・基本構想 ・学校教育目標 ・校則、校訓 ・学校指定用品等 （制服・体操服等）	基本構想			検討（調査）																																																							
教育課程・学校行事等 ・教育課程編成、時間割 ・年間計画、学校行事計画 （特色ある学校づくり） ・学級編成、教室配置 ・児童会	検討（調査）																																																										
学校運営体制等の構築 ・予算計画 ・校務分掌、組織等 ・健全育成（安全・安心） ・ホームページ	検討（調査）																																																										
事前の交流活動 ・児童、教職員の交流事業計画 ・児童、教職員の交流事業の実施	事前交流事業の計画																																			事前交流事業の実施																							
通学対策 ・通学路、通学方法 ・通学路等安全対策 ・通学支援（スクールバス） （停留所等・運営方法）	通学路の検討（調査）																																			通学路の検証・要望及び対策												スクールバスの停留所及び運営方法等の検討											
通学対策 ・通学支援（スクールバス） （保有形態・購入）	保有形態の検討																																			スクールバスの購入・運行委託契約																							
式典行事の準備等 ・開校式等 ・開校式	開校行事の検討																																			開校行事の検討												開校式											
移転・引越準備 ・移転計画 ・学校備品、教材備品の整理 ・学校図書等 ・保存資料の整理 ・保存方法	学校備品の整理																																			学校移転（引越）計画・実施												引越											
PTA活動 ・PTA組織編成 ・規約、役員選出 ・予算、事業計画	再編成方法や規約等の検討																																																										
跡地・跡施設 ・利活用策	跡地・跡施設の活用策の意見集約																																			跡地・跡施設の活用策の検討																							
幼保再編 ・認定こども園（関連事項）	検討（調査）																																																										
学校施設の整備 ・校舎、体育館等の改築	基本設計・実施設計												議決					校舎・体育館・プール・園舎建設工事												解体・外構等工事																													

新
小
学
校
・
認
定
こ
ど
も
園
開
校
（
開
園
）



協議事項（３）新しい小学校の校名の選定方法について

川田小学校、川田中小学校、川田西小学校及び種野小学校の伝統や歴史を尊重した上で、子どもが夢を抱き、希望を持って生き生きと学べ、誇りに思えるような新しい小学校の校名を選定する。

また、川田幼稚園、川田中幼稚園、川田西幼稚園、種野幼稚園、山川南保育所及び山川中保育所を再編した認定こども園を、新しい小学校と一体的に整備し、同時期に開園することから、認定こども園の名称についても協議する必要がある。

1 校名決定までの過程について

- ① 再編準備委員会で選定方法を協議し、決定する
↓
- ② ①で決定した選定方法に則って実施する
↓
- ③ 再編準備委員会で協議・選定し、教育委員会へ校名候補を報告する
↓
- ④ 教育委員会で決定後、市議会の議決（条例改正）を経て、正式に新しい小学校の校名が決定する

2 検討内容について

- ① 選定方法について、どのような方法で行うのか決定する
 - (ア) 公募する
 - (イ) 再編準備委員会内で選定する
 - (ウ) 再編準備委員会でいくつかの校名候補をあげ、児童や保護者、地域住民等に選んでもらう
 - (エ) その他
- ② 現在の４小学校の校名（川田小学校・川田中小学校・川田西小学校・種野小学校）をそのまま使用することも可とするのか、不使用とするのかを決定する

※ 選定方法のメリット・デメリットについて

	メリット	デメリット
(ア)の場合	<ul style="list-style-type: none">・児童や保護者、地域住民等から意見を聞くことができる・新しい小学校について、児童や保護者、地域住民等と一緒に考えていくことができる	<ul style="list-style-type: none">・時間がかかる・公募後の絞り込みが難しい
(イ)～(ウ)の場合	<ul style="list-style-type: none">・時間があまりかからない・校名候補の絞り込みが行いやすい	<ul style="list-style-type: none">・児童や保護者、地域住民等の意見を吸い上げることができない